

特定施設の一覧

(騒音規制法施行令別表 1, 振動規制法施行令別表 1, 市条例規則別表 1 - 2)

施設		騒音規制法	振動規制法	市条例の騒音規制
金	圧延機械	原動機出力の合計が 22.5KW 以上	-	-
	製管機械	全て	-	-
属	ハンディングマシン	ローラー式かつ原動機出力 3.75KW 以上	-	-
	液圧プレス	(矯正プレスを除く)	(矯正プレスを除く)	-
加	機械プレス	呼び加圧能力 30 重量 t 以上	全て	-
	せん断機	原動機出力 3.75KW 以上	原動機出力 1kw 以上	-
工	鍛造機	全て	全て	-
	ワイヤーフォーミングマシン	全て	原動機出力 37.5kw 以上	-
機	ブラスト	ブラスト以外(密閉式のものを除く)	-	-
	タンブラー	全て	-	-
械	切断機	といしを用いるもの	-	-
	空気圧縮機及び送風機	原動機出力 7.5KW 以上	原動機出力 7.5KW 以上 (送風機除く)	原動機出力 3.75kw 以上、7.5kw 未満
	冷凍冷蔵用ガス圧縮機	-	-	原動機出力 7.5kw 以上
	空調用ガス圧縮機	-	-	原動機出力 7.5kw 以上
	土石用又は鉱物用破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	原動機出力 7.5kw 以上	原動機出力 7.5kw 以上	原動機出力 3.75kw 以上、7.5kw 未満
	土石用又は鉱物用以外の破碎機	-	-	原動機出力 3.75kw 以上
	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの	-
建設用 資材 製造 機械	コンクリートプラント	混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上 (気ほうコンクリートプラントを除く)	-	-
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上	-	-
	コンクリートブロックマシン	-	原動機出力の合計が 2.95kw 以上	-
	コンクリート管製造機械、コンクリート柱製造機	-	原動機出力の合計が 10kw 以上	-
	穀物用製粉機	ローラー式かつ原動機出力 7.5KW 以上	-	ローラー式かつ原動機出力 3.75kw 以上、7.5KW 未満
木	トラムハーカー	全て	全て	-
	チッパ	原動機出力 2.25KW 以上	原動機出力 2.2kw 以上	-
材	碎木機	全て	-	-
	帯のこ盤	製材用は原動機出力が 15KW 以上、木工用は 2.25KW 以上	-	-
加	丸のこ盤	製材用は原動機出力 15KW 以上、木工用は 2.25KW 以上	-	-
	かんな盤	原動機出力 2.25KW 以上	-	-
機	沙紙機	全て	-	-
	印刷機械	原動機を用いるもの	原動機出力 2.2kw 以上	-
	合成樹脂用射出成形機	全て	全て	-
	鋳造型機	ジョルト式	ジョルト式	-
	石材加工用切削機	-	-	原動機を用いるもの